

宇部市規則第三十五号

宇部市受動喫煙防止に関する条例施行規則を次のように定める。

令和八年七月一日

宇部市長 篠崎圭二

宇部市受動喫煙防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宇部市受動喫煙防止に関する条例(令和八年条例第三十一号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。
(受動喫煙防止区域の表示)

第三条 市長は、条例第八条第一項の規定により受動喫煙防止区域を指定したときは、当該区域の見やすい場所に標識等により、当該区域において受動喫煙を生じさせるおそれがあるときは喫煙をしてはならない旨を表示しなければならない。

(受動喫煙防止区域の指定等の告示)

第四条 条例第八条第二項及び第四項の規定により受動喫煙防止区域の指定、変更及び解除に関して告示する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- 一 受動喫煙防止区域を指定する場合
 - イ 指定する受動喫煙防止区域の名称及び範囲
 - ロ 指定する期日
- 二 受動喫煙防止区域の指定を変更する場合
 - イ 変更する受動喫煙防止区域の名称及び範囲
 - ロ 変更する期日
- 三 受動喫煙防止区域の指定を解除する場合
 - イ 解除する受動喫煙防止区域の名称及び範囲
 - ロ 解除する期日

(喫煙禁止区域の表示)

第五条 市長は、条例第九条第一項の規定により喫煙禁止区域を指定したときは、当該区域の見やすい場所に標識等により、当該区域において喫煙をしてはならな

い旨を表示しなければならない。

（喫煙禁止区域の指定等の告示）

第六条 条例第九条第二項において準用する条例第八条第二項及び第四項の規定により喫煙禁止区域の指定、変更及び解除に関して告示する事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 喫煙禁止区域を指定する場合

イ 指定する喫煙禁止区域の名称及び範囲

ロ 指定する期日

二 喫煙禁止区域の指定を変更する場合

イ 変更する喫煙禁止区域の名称及び範囲

ロ 変更する期日

三 喫煙禁止区域の指定を解除する場合

イ 解除する喫煙禁止区域の名称及び範囲

ロ 解除する期日

（指定喫煙所の表示）

第七条 市長は、条例第十条第一項の規定により指定喫煙所を指定したときは、当該指定喫煙所の見やすい場所に、次に掲げる事項を記載した標識等を表示しなければならない。

一 当該指定喫煙所が専ら喫煙をすることができる場所である旨

二 当該指定喫煙所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨

（指定喫煙所の基準）

第八条 指定喫煙所は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準に適合するものでなければならない。

一 屋内指定喫煙所 健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）第十六条第一項に規定する技術的基準

二 屋外指定喫煙所 次に掲げるいずれかの措置を講じ、かつ、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易に漏れ出ないようにすること。

イ 壁及び天井で囲まれた閉鎖系の構造であり、屋外排気設備を有すること。

この場合において、排気口は天井近くの高い位置に、給気口は排気口の反対側に設置すること。

ロ 壁で囲まれ、かつ、天井が開放された構造であること。この場合において、壁の高さは二メートルから三メートル程度とし、四方の壁の下部に十センチメートルから二十センチメートル程度の給気用の隙間を設けるとともに、出入口には方向転換のためのクランクを設けること。

ハ イ及びロに掲げるもののほか、周囲の通行状況等に鑑み、市長が適当と認める措置を講じていること。

（指定喫煙所の指定等の告示）

第九条 条例第十条第二項において準用する条例第八条第二項及び第四項の規定による指定喫煙所の指定、変更及び解除に関して告示する事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 指定喫煙所を指定する場合

イ 指定する指定喫煙所の場所

ロ 指定喫煙所の区分（屋内指定喫煙所又は屋外指定喫煙所の別）

ハ 指定する期日

二 指定喫煙所の指定を変更する場合

イ 変更する指定喫煙所の場所

ロ 変更する期日

三 指定喫煙所の指定を解除する場合

イ 解除する指定喫煙所の場所

ロ 解除する期日

（受動喫煙防止指導員）

第十条 市長は、条例第十三条に規定する指導に係る業務を行わせるため、受動喫煙防止指導員を置くことができる。

2 受動喫煙防止指導員は、宇部市受動喫煙防止指導員証（様式第一号）を携帯し、関係者からの請求があつた際には、これを提示しなければならない。

（補則）

第十一条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。

様式第 1 号 (第 1 0 条関係)

(表)

第 号
宇部市受動喫煙防止指導員証
氏名
写真
上記の者は、宇部市受動喫煙防止に関する条例第 1 3 条に規定する指導に係る業務を行う者であることを証明する。
年 月 日発行
宇部市長 印

(裏)

宇部市受動喫煙防止に関する条例 (抜粋) (喫煙禁止区域における喫煙の制限等) 第 1 2 条 市民等は、喫煙禁止区域においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所で喫煙する場合は、この限りでない。 (指導) 第 1 3 条 市長は、前条の規定に違反して喫煙している者に対し、喫煙を中止すべきことを指導することができる。	宇部市受動喫煙防止に関する条例施行規則 (抜粋) (受動喫煙防止指導員) 第 1 0 条 市長は、条例第 1 3 条に規定する指導に係る業務を行わせるため、受動喫煙防止指導員を置くことができる。 2 受動喫煙防止指導員は、宇部市受動喫煙防止指導員証 (様式第 1 号) を携帯し、関係者からの請求があった際には、これを提示しなければならない。
--	---